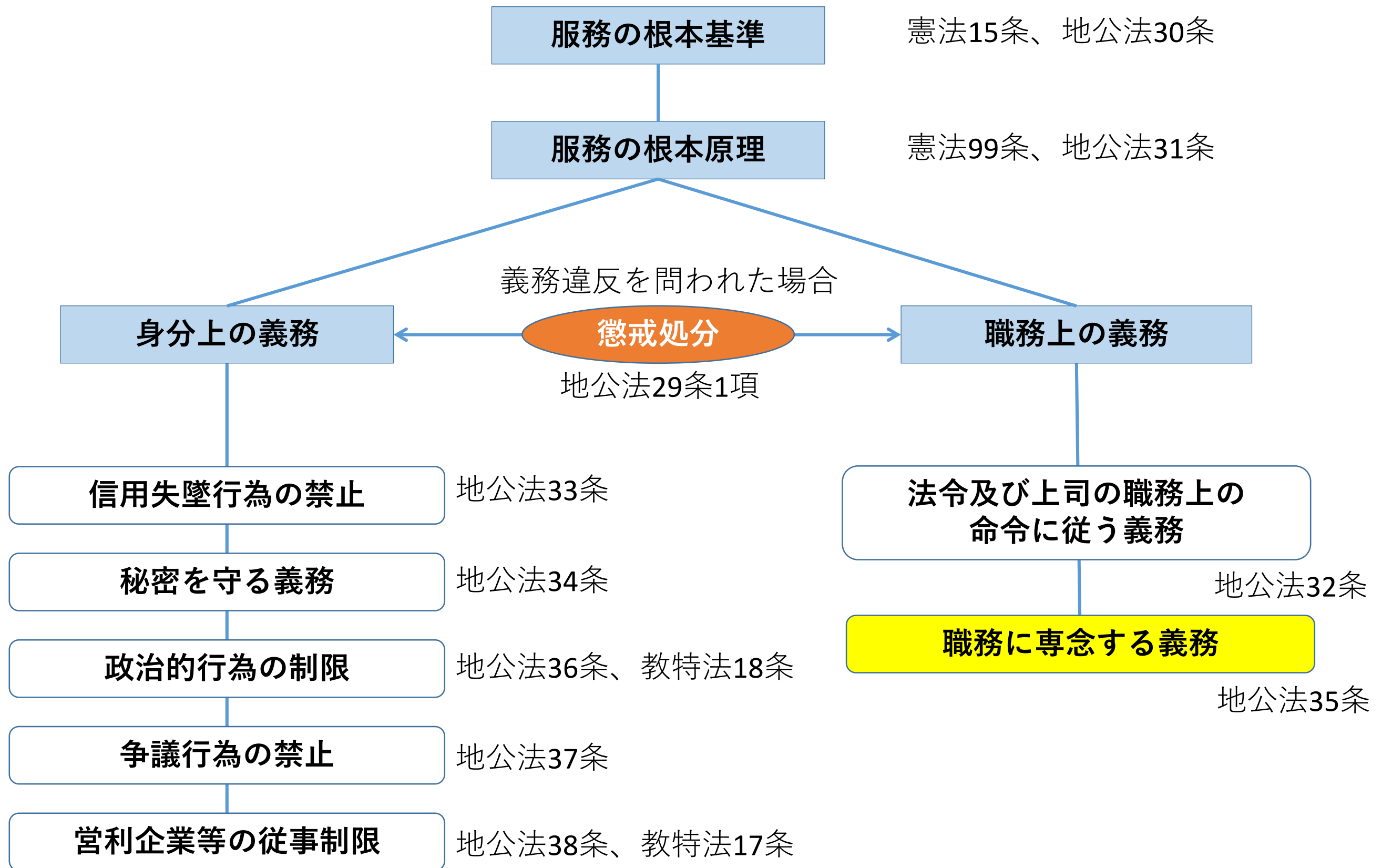


# 教職員の服務について

## ③ 職務上の義務 その2 「職務に専念する義務」

北海道教育庁教職員局教職員課

# 地方公務員（及び教育公務員）の服務



# 職務に専念する義務

## ○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## 【公務優先の原則】（逐条地方公務員法 橋本 勇 著）

公務は国民、住民の信託に基づくものであり、また、その費用はあげて国民、住民の租税負担によってまかなわれているものである。したがって、**職員が勤務時間中は全力をあげて職務に専念すべきことは、公務のよって立つ基盤からして当然かつ決しておろそかにしてはならない責務であり、地方公共団体の存立目的自体に関わる義務である**（から、任命権者といえども、みだりに職務専念義務の例外を認めることは許されないのである）。

## 【ノーワーク・ノーペイの原則】（逐条地方公務員法 橋本 勇 著）

法的根拠に基づく勤務しないことの承認がない場合には、当然に、その勤務しない時間に相当する給与額を減額して給与を支給しなければならない。これは、勤務実績がない以上、勤務に対する対価が支払われないということであり、「ノーワーク・ノーペイの原理」と称される。

# 法律又は条例に特別の定がある場合

## 法律

- 地方公務員法**  
⇒休職、停職、在籍専従の許可、自己啓発休業、配偶者同行休業など
- 地方公務員の育児休業等に関する法律** ⇒育児休業・部分休業など
- 教育公務員特例法** ⇒大学院修学休業

## 条例

- 北海道立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例**  
(いわゆる勤務時間等条例)  
⇒年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇
- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例** (道立学校職員の規定を準用)
- 北海道職員の職務に専念する義務の特例条例** (いわゆる職専免条例)  
⇒研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施、その他人事委員会が定める場合 (道の特別職としての職など7項目)

## 【留意事項】

- 「職務上の注意力のすべて」とは、職員が有する体力、知力のすべてという意味に解釈でき、常識的にみて、有する能力を最大限に発揮せよということである。（最高裁昭57・4・13判決裁判官補足意見）
- 職務専念義務に違反して懲戒処分等を受けた事案もある。

# 【説明のまとめ】

- 勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用いることが、公務員の義務であることを理解し、確実に実践する。